

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■ 巻頭言 ■

「新宣言」を考える 2

◇ 組合大会をふりかえる(一) ◇

左派組合の反撃開始 3

一 現代と日本労働運動 3

二 “左翼バネ”の役割発揮(日教組) 4

三 国労大会でも“修正案” 5

四 私鉄では中央委で方針案を修正 10

労働運動をめぐる情勢と組合大会 13

資料 「新宣言」草案への基本的見解(平和戦略研・全文) 15

連載 『資本論』第一巻を読む(10) 17

単純な価値形態(三) 17

旬刊 社会通信

NO. 276

一九八五年九月一日

一九八五年九月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

「新宣言」を考える

兵庫の読者からお便りをいただいた。「新宣言」についてである。まず全文を紹介しよう。

「連日、最高気温更新が続くある日、『新宣言』粉碎をめざす私の手許に一通の手紙が届いた。

『暑さの中にもご健勝にてご活躍されておりますこと心より敬意を表します。先般来より資料に次ぎ、ご高見をご送付賜わりまして厚く御礼を申し上げます。

私も元氣にて活動をいたしておりますもの、党に対する期待がうすらぎ、後退につぐ後退の現状に、折角築き上げてきました私の闘志も揺らぐ状況にあります。

しかし、貴兄のご高見を拝聴して意を同じくするものでありますし、また強くするものであります。

年老いた私の気持ちの中で若い闘士の真意を聞く時、甦ってゆくように思えます。なるが故に先頭を切らずとも後続ながら真の党員として闘志を燃やし続け、消すことなく終生を貫きたいと思えます」

読み終えて、私には熱いものがこみ上げてきた。年齢のゆえの控え目の文面を見る時一層である。同時に『終生を貫く』——その重みのない自分自身を恥かしくも思った。

社会党は、誰よりも、党に一生を捧げた者のための党であらねばならぬ。かくして、暑い夏はまだ続く。兵庫S生」

私は今年から群馬のある町で『資本論』の勉強会に参加しはじめた。第一巻を四年くらいの歳月で読み通そうというものだ。毎回五―六人の仲間が集っている。その中心は町議をやられているTさんだ。彼は一人で二百部の「社会新報」を配られている。つい先日の上習会するとき、氏は「病気でネ」とおっしゃった。そのなかでも、氏は二百部の「新報」を配布しておられる。他方で、「新宣言」の「勉強会」を支部レベルで組織しながら……。意見書上げる予定ということだった。

兵庫のS氏にあるような、またT氏のような方が、社会党を支えている。どうして、このような努力が報われないことがあるのか。そして、そのためにも仲間の拡大になりふりかまわず努力しなければならぬ。

また、次のようなおたよりもいただいた。

「第二七五号（一九八五年九月一日）の島田さんの論文にたいへん刺激されました。

「新宣言」草案ほどデタラメになると、どこから手をつけて良いのかとまどっていました。たが、まずは自己の現状分析からはっきりさせてゆかなくてはなりません」

というもの。編集子としてのせたいがあつたという心境だ。「新宣言」については本誌にのせた「平和戦略研（有志）」の見解等に示されるように、各級機関、個人からぞくぞくと対案、意見書が寄せられる状況という。それはそうだろう。中曾根がかつてなく勢い込んで右傾化をすすめているこの時、「国民政党」や「保革連合」をいう「新宣言」がそのまま通るようでは、社会党はなんのための、だれのための政党かが問われ、都議選にあらわれた傾向が、全国化することは必至の状況になる。これが、「新宣言」の最大の矛盾である。

◆組合大会をふりかえる(一)◆ 左派組合の反撃開始

現代と日本労働運動

司会 大会の四つの課題 今年の組合大会も自治労、全林野、全港済等を残すだけになった。組合大会の焦点は第一に労戦、第二に臨調・行革、とりわけ国鉄問題、第三に春闘、第四に平和と民主主義。それぞれの課題について、「もう後がない」状況のもとでおこなわれた。

第一の問題では全民労協の「組織構想検討委」が五月、全民労協の「連合体移行」を明らかにした「中間報告」を発表したこと。第二の問題では七月、国鉄再建監理委が「分割・民営化」を発表。九万三千人（国鉄労働者三人に一人の首切り）合理化を前提とした「分割・民営化」を決定、教育の分野では臨教審第一次答申、また自治体では地方行革大綱が示されたこと。第三の問題では鉄鋼労連が賃金闘争放棄を明らかにしたのは当然として、春闘があるかなきかの状態に陥っていること。第四の問題では、社会党の「新宣言」が中曾根の「戦後政治の総決算」がヤマ場にきているまさにそのとき、靖国や「一％」問題のたたかいをやめてしまうことを党内外に明らかにした保革連合、階級政党論放棄を宣言したことだ。

以上が、日本の労働運動、社会主義運動、民主主義・憲法の危機の背景だ。ことあるたびに「産報」化（労働組合の産業報国会化）、「大政翼賛」化（政党の体制批判能力と意志の喪失）がいわれ、「ファッシュ」の危険」がいわれるのもそのためだ。

「産報」化の危険 「社会主義」九月号に産報化の危険が労働組合、社会主義政党の生産性向上運動への屈服の増大との関連で指摘されている。まさにそのとおりの状況が進展している。ただ一つ見逃がしてはならぬ点は、わが国の保守化がこんにちでは資本主義世界の約一割を占める生産力を背景におこなわれていることだ。しかも日本の生産力の拡大は、日本に独特の企業内組合の弱点である企業意識の醸成とともにあることだ。独占は過去四〇年間にそれをかたちづくった。全民労協がまさにそれだ。戦前のファシズムとこんにちのそれが形態的にちがう側面である。こうして、独占、政府・自民党は、労働組合一般を否定するのではなく、階級的性格をもつ組合を分断することによって、「権力的」圧政を概観上払拭しておこなうことを可能にしている。それがこんにち反「行革」のたたかいを困難にしているもつとも大きな原因だ。

反撃の芽は拡大 しかし、日本の労働運動はそうした困難さの中でも、今年の組合大会のなかでようやく前進への道を踏み出した。日教組大会が臨教審への反対の態度を明確にし、総評大会では日教組が修正案を提出——総評主流派から修正案がだされたのは総評史上はじめて——され、国労、私鉄総連でも修正案の提出、方針原案の修正と、かつてない出来事がおこっているからだ。商業紙はこうしたわれわれ労働者に勇気を植え付ける動きは一切報じていない。記者諸君にその能力がないこと、論説委員諸氏がジャーナリズムの使命を忘れ、「経営」に及々としていることがその最大の理由だ。

今日は上記の大会で中心的な役割を果たされた日教組、国労、私鉄総連の仲間に、どのような態度と方針で大会に臨まれたのか、大会に残された課題は何か、そしてこれから総評再生、日本労働運動の再構築に何が必要かを語ってもらった。

「左翼バネ」の役割発揮（日教組）

A 昨年末から危機感 教育では五月、臨教審答申がだされた。最終答申は八七年。臨教審をそのまま放置しておけば国鉄のような状況になるのは必至、との危機感が昨年あたりから全組織的に広まった。本部の対応は「参加と介入」に陥る危険性があった。ストライキについても右派を中心に救援資金の問題もあるからやめてしまおうとか、今の労働運動の雰囲気なかで「全民労協加盟もやむなし」の声が上がる可能性もあった。昨年の大会以降、こうしたことが顕著になってきた。

したがって、このままでは臨教審との対決は不可能になり、なしくずし的に日教組が崩壊していくという危機感が深まっていた。そこで左派結集を本腰を入れておこなっていかうとの声が高まった。目標は「臨教審反対」、「全民労協の連合体移行反対」、つまり、労働の右翼再編成反対というものだ。これが、総評批評（一月）、総評臨時大会（二月）で中小路書記長が、「五項目放棄反対」を発言した背景だ。

修正案提出を確認 四月には事態はさらに緊迫。全民労協が連合体移行の方法を検討し、「中間報告」を出したからだ。もちろんそれへの討議を進めた。五月におこなわれた労働対策委員会で日教組は「総評の方針を容認できない」と全面的反対の意志を明らかにした。五月三十一日、総評批評で中小路書記長も同様の発言をおこなった。自治労、国労、全水道から同趣言の発言があった。そこでわれわれは次の二点について全力をあげることを確認した。

それは、第一に今夏の総評、各単産大会では「中間報告」にたいする態度決定がせまられる。総評大会は「中間報告」に反対し、自らの解体に歯止めをかけ得るかどうかの歴史的大会となる。第二に、総評大会で「中間報告反対」の修正案をだしてたたかう。左派系民間単産と官公労は連携してたたかうというもの。つまり、その問題意識は「今次総評大会は正規軍のたたかいとしては最後になる。あとはゲリラ戦になる可能性がある。したがって、『中間報告反対』を明確にしよう」というわけだ。

六月下旬、「労研センター」は伊豆大川で第三回総会を開き、春闘、国鉄、労働問題について討議を深め、とくに労働問題については「中間報告反対」「全民労協連合体移行阻止」のため全面的批判の展開、労働者の教育・宣伝行動の強化が確認された。

都高校の場合、六月下旬に一一〇〇名を集め定期大会を開いた。「中間報告反対」をほとんどの代議員の賛成で明確に意志統一した。統一労組懇については、教師聖職論に立脚する運動論、組織論の誤りが批判された。日教組大会は七月九日から。この大会に参加するため北海道、東北、九州、沖縄、高校左派系諸県は、労働問題については都高教とほぼ同様の決定をした。こうして、第一に、「中間報告」に反対し、総評にその決定をせまる、第二に、賃金闘争はストライキでたたかうこと、第三に、臨教審には全面的に反対してたかかっていくとの趣旨の修正案は、いずれも執行部受け入れとなった。執行部は採決票数の動向をみて修正案を受け入れたものだ。全代議員数は四八三。もう一つ都高教の修正案があった。「全民労協を母体とする労働統一反対」というもの。これは採決になり、過半数に三票差までせまった。新聞ではこれが社会党左派の票数との見方があるが、間違いだ。北海道修正案受け入れで手を上げなかった者が多い。

総評大会と日教組 一五日、大会決定にもとづき修正案をだすことが決定された。案文は執行部に一任し、各単産の支持を求めることになった。私は「大会決定にもとづき、中間

報告反対、連合体移行反対は、必ず明記すべきこと」を主張した。この決定はただちに総評幹事会左右各派、各単産にひろがった。総評結成以来主流派単産が基本路線について修正案を提起するのは、はじめてなんだ。だから水面下で左右のすさまじい攻防が展開された。

修正案が採決に付されれば、全港湾をはじめとする全労協未加盟組合は、これを支持する。そこで問題となるのは官公労の対応だ。八一年一月の日教組の例の「一票差」で、幹事会は原案を決定できなかった。しかし、今回はもつと複雑だった。反行革一二単産が「要望書」をだし、これを了とする事務局長答弁をひきだすことにより、日教組に修正案をださないことを要求した。

当初、修正案提出時間は二日目の一〇時だった。ところが一七時まで延長された。この五時間の間になんとしても修正案をとり下げさせようというわけだ。こうした圧力にもかかわらず修正案を提出。三日目冒頭、中小路書記長は「反行革統一闘争強化、全労協連合体移行・中間報告反対」を訴え、会場は緊迫感に包まれた。右派の攻撃は執拗なんだ。三日目にも日教組は代議員総会を開いている。「国労、自治労はついてきそうもない。このままでは孤立してしまう。修正案のあつかいについて執行部一任にしてほしい」との話だ。私は「要望書」では歯止めにならないことを主張。会議は「要望書では修正案をおろさない」となった。しかし、修正案のとりあつかいは「執行部一任」となった。

こうした攻防のなかで四日目の九時半、修正案をおろすことを決めたわけだ。真柄答弁は本誌の第二七三、四号にくわしくふれられているからくわしくいわないが……。

以上が、日教組大会と総評大会をめぐる経過だ。共産党とわれわれ 共産党の諸君はこれに反対したんだ。彼らの考えは一二単産と日教組を切り離し、統一労組懇の方に巻き込んでいくというもの。八月一日から一日に開かれた統一労組懇総会が当初提出するとしていた「統一綱領」案を急拠ひつこめたのは、総評大会での主流左派の動きを強く意識してのことだ。さらに、左派組合との「共同」をこれまでになく強く打ち出していることも含めてね。

国労大会でも修正案

司会 側聞した話ですが、全労協の方は「中間報告」への批判があまりにも強いので大きな衝撃を受けた。つい近頃、「朝日」が「全労協の進路」と「規約」をスッパぬいたが、この「朝日」の記事にも「朝日は全労協の運動をつぶす気か」と烈火のごとき有様ということだ。この全労協をつぶす力をもっているのが、国労だ。次に国労の大会を報告してほしい。

日 大会の課題 国労大会は七月一九日から八月二日まで名古屋でおこなわれました。ちょうど二ヶ月前、札幌で臨時大会をやりました。大会の課題は、四つありました。

第一は、いわゆる「三項目」問題についてです。私たちはものすごい合理化から生ずるいわゆる「過員」「余剰人員問題」にたいしてたたかってきました。しかし、四月九日、去年の一〇月九日に妥結した動労や鉄労とはほぼ同じ内容の妥結をいたしました。これをめぐって臨時大会で大きな論議になったことは皆さんよくご存じだと思います。そのなかで持ち込してきた「三項目」の総括、端的に言えば執行部の責任問題も深くかかわっているわけです。これが一つ。

二つめの課題は、大会を前にして、七月二六日、再建監理委員会が中曾根内閣に答申を

出したことです。これと関連し、「分割・民営化」反対闘争の方針を確定することがありました。そしてもう一つ、役員改選があった。

この他に私たちが重視しましたのは、地方ローカル線廃止反対闘争をどう再構築していくのかです。六二年四月一日の「分割・民営化」までにさらに徹底した合理化を進める、なかならず首切り合理化を進めるといふことにたいして、われわれは「首切り反対」「合理化反対」のたたかいをどうたたかっていくか。大きくいって四つの課題が今度の大会にはありました。

不十分な大会論議 それにたいしどういふ論議がされたのかです。一つは「三項目」の総括です。端的にいきますと、執行部は「臨時大会で（三項目は）終わった。したがってこの大会は『分割・民営化』に反対するたたかいをどうつくっていくかを中心に論議をすべき」「三項目はもう終わった」との態度でした。

これにたいして、われわれの側から「三項目は終わっていない」との論議が展開されました。それは、「三項目」が締結された四月九日以降、職場においてより熾烈な当局との間の攻防が生まれていることによるものです。団結を破壊する、労働者の権利を徹底して奪う、そして合理化を推進する職場づくりといった日常の攻防にたいし、指導部の具体的な方針、たたかいの指導、さらにその間の情勢分析が不足しているというのがその主張です。すべての代議員がこうした意見をぶつけましたが、残念ながら十分な論議をつくし、合意をえることにはなりませんでした。

なぜかといいますと、冒頭にも述べましたように、この論議の底流には執行部の責任問題があったわけですから、執行部が「一件落着」の態度を終始と続けたことと、代議員の側からの攻めも十分でなかったということがいえると思います。

二つめの答申をうけての「分割・民営化」反対闘争についてです。これについては臨時大会から二ヶ月の間に、社会党の「国鉄再建案」、総評も「二一世紀の国鉄に向けて」との国鉄再建案が出しています。これをうけて二千ヶ所討論集会をつうじ、全国的な政策形成と多数派形成がおこなわれてきたわけです。ここでの大きな点は、国鉄闘争ではなく、「再建闘争」、つまり経営問題を中心とする再建問題ということで、赤字の責任の追及、あるいは臨調・行革の真のネライ、なかならず国鉄労働組合の破壊とか合理化の徹底などについての論議がないまま「再建問題」、なかならず民営化を容認する再建案に流れていることです。

具体的にいきますと、今日の公社制度はもう古い、フランスの国有鉄道のように株式会社であれその株を全面的に国がもっている形式と、第三セクター方式、日本でいえばNHKとか墮落事故をおこした日航のような形式が考えられるということです。そうした特殊法人化を認めるのが社会党、総評の案になっています。そのへんで「分割・民営化」反対をいながら、民営化を認めていくというやや「分裂」をした戦略目標になっているわけです。

では何をするかといいますと五千万署名以外に方針化されておりません。このへんが十分な論議になったかといえはなっておりません。それは社会党、総評、そして国労の「分割・民営化」反対闘争への態度の違いですね、これについての切り込みが不足し、十分な一致点が見出せなかったことに不十分さが残るといふことです。

三つめの「地方ローカル線廃止」、あるいは九万三千「クビ切り反対闘争」の具体的なたたかひ方が十分論議をつくし方針化されたのかということになると、これまた十分でないわけです。それは、地方ローカル線の場合第一次が二七線区だったと思いますが、ほぼ

転換が終わっています。鉄道が残ったところについては、三陸鉄道の第三セクターか私鉄になったところ、あるいはバス転換ということですが、これから第二次線区です。これについてどういうたたかいかについては、ほとんど論議のないまま終わっています。さらに「首切り合理化」に反対するたたかいかについてはどうなのか。一般的に総評、社会党でも「雇用を守る」ということについてはいわれています。しかし、具体的にどういうたたかいかをしていくのか。なかならず国労の場合、独自でも具体的にたたかいかをしていくのかということになりますと、「三項目」とも関連し、十分な論議がつくませんでした。

その理由はいくつかあります。一つは国労の大会は年次大会ですから、方針も年次の方針です。これから地方でおこなわれます三万人の合理化のほとんどが、すでに中央で妥結し、地方の交渉に移されていることも関連し、中央で方針を出したとしても、地方からいわせれば「中央で認めておいて今度は地方でがんばれといっても冗談じゃないよ」と実際のところはなる。そういう問題とも関連しますから、具体的に三万人の合理化にたいしてどうたたかいていくのかということになると、十分論議にならなかったということです。

これはひとえに本部の姿勢の問題とも関連しますが、一般的にはかつて人がおり、無人化されたところに人をおけとか、安全とか、サービスのために人をおけとかのスローガンはあります。それについて積極的にたたかうとか時間短縮をたたかうとかが具体的に提起されなかったことも関連をしているわけです。

五日間という日程で夜遅くまで論議をしましたが、「これでやっていこう」ということになったのかというと、そうはならなかったような気がしております。

われわれの反省 次になぜそうなったのかについてのわれわれの反省です。一つには、われわれが国有化闘争——国有化闘争とは赤字の責任が誰にあるのかということ、いま国鉄、国鉄労働者への攻撃の真のネライがどこにあるのかということ、さらに公共交通と一般路線にいわれ、国民の足を守るスローガンとしてはできていますが——についての反合理化闘争路線をふくめて、具体的にわれわれがつき出さることができなかったことです。

役員問題について そうしたことのために役員改選がありました。本部三役でいえば委員長と副委員長が年齢で退職です。さきほどいった「三項目」総括とも関連し、結果としてはだれも責任をとる人はありませんでした。それどころか、書記長が委員長になり、企画部長がそのまま居座るといふ状況になっております。

役員入事は国労の場合いつももめる傾向にあるのですが、決まったのは最終日の真夜中です。ようやくギリギリ間に合ったという状況です。

東京地本から修正案 さきほどAさんから日教組で修正案が提出されたことが述べられました。国労でも修正案ができました。おそらく星加・秋山論争以来のことだと思えます。内容は「三項目」総括、二つに労戦問題、三つめに国鉄闘争の強化を主眼とするものです。社会党左派が中心となり働きかけましたが、最終的には東京地方本部の修正案となりました。

大会の表にできましたときには修正案ではなく、「補強動議」になりましたが、内容にはまったく変化はありません。東京地本の小沢代議員がその内容と趣旨について発言しております。お配りしたのは議事録（第五分冊、三六〇―三八頁）の抜粋です。大会の焦点の一つですから全文を一読いただきたいと思います。

「議長さんの方からただいまお話がありましたように、方針書を補強する動議という

形で議事運営委員会および中央闘争委員会の方に提出をしました。私、その提出者の一人の東京地方本部の小沢代議員であります。最初に、この動議に関して申し上げたいと思います。提出者は東京地方本部・小沢孝、高橋義則、飯塚藤郎、市川貞夫、岡本弘吉、木村勝利、原田洋一、石黒幸久、亀岡順一、菅原正文、新藤薫靖、鎌田隆一、田中八郎、飯田勉、石川信行、横山勇、神田博之、山本好明、岩谷俊宜、以上十九名であります。

動議の内容であります。基調の部分の二十三ページにかかわる問題であります。二十三ページの6の(1)を次の文章として、以下カッコの番号を繰り下げていただきたい。

『(1)「三項目」闘争の教訓は、政府・独占・国鉄当局など権力が一体となった臨調「行革」に反対する広範な統一した闘い、職場の権利破壊に反撃するための闘いと結合した全国統一闘争の不十分さ、協定化に際しての組合民主主義の不十分さなどに問題があったことを教訓とし、今後の諸闘争で克服するため、各級機関、役員が一体になって努力する。』

二項目め、これを三項目目にして、(2)の項の「国鉄再建政策」の字句の前に「国鉄の「分割・民営化」を阻止する」を挿入していただきたい。

三項目め、これは四項目目になりますが、『長期の全国統一スト』以下を『新たな首切り要因をつくる「合理化」に反対し、あらゆる選別、政府の雇用調整の名による希望退職の攻撃を阻止するために十万人首切り反対闘争を全労働者の闘争課題として長期の全国統一ストライキ闘争を反復して闘う態勢を確立する。』

以下一項ずつ繰り下がりました、したがって四項目は、四項目の頭に「闘う労働戦線の統一を実現するために総評解体につながる「五項目補強見解」をたな上げにしたまま、連合体への移行をはかる全民労協の連合構想に反対する取り組みを組織として強める。」ということによって一段落としていただく。

九項目に、『当面するこの秋の政治課題は、中曽根内閣の国家機密法の強行をはじめ、軍備増強、年金改悪、公務員賃金の凍結など、平和と民主主義、国民生活破壊の攻撃が一段と強まる事が予測される。これらの闘いに対して国労は、国鉄「分割・民営化」阻止の闘いと結合して、勤労国民とともにストライキを含む壮大な秋の闘いを展開する。』

十、『具体的な戦術決定は中央闘争委員会に一任する。』

以上が補強する動議であります。その動議の提出にあたりまして若干申し上げたいと思うのです。

先ほど名古屋の代議員から発言がありました。私も札幌での臨時大会の中で討論に参加をいたしました。その際、中央本部がこの四月九日夜半に妥結した協定の問題をめぐって大きな論議がありました。そして、この協定化をめぐる問題としての論議を通じて、国労は協定をはかった事実と、これを全体が認め、そして臨時大会の中でこの夏に予想されている、すでに出されましたが、『分割・民営化』の答申に従って、この弱点を克服してこの『分割・民営化』、これからのきびしい闘いに総団結して闘うために、あの臨時大会は総括案を今大会に先送りをし、そして当面する闘い、これからのきびしい闘いに備えていくために、このところは全体で一致して、この集約をはかったわけであります。

したがって、あの総括とこれからの闘いというものは密接不可分の問題であります。全国統一闘争の問題、組合民主主義の問題、機関の指導性の問題、これはきわめてこれからの闘争にも共通していく問題だと思えます。これらの問題は、ただ単に中央だけ

の問題ということではなくて、地方を含めてのことについて全体が克服をしなければならぬという課題を、われわれ自身が、臨時全国大会の中で收拾をはかったという一責任があるという立場があるから、私はこの問題を提起しているのであります。

同時に、臨時大会以降、相手側はさまざまな攻撃を仕かけていることも事実であります。東京における運転職場において、差別勤務の問題をめぐって公労委の中で争いました。役員・活動家・組合員が、一月に七万円から八万円の差別勤務によっての差別攻撃が行われている、昇給は飛ばされる、役員・活動家は強制配転が行われるというような、あれ以降の闘いの中で、今日、さまざま、職場の中で相手側の攻撃がさらに一段ときつくなって展開をされている。これはまさしく『分割・民営化』を繰上げとする相手側の攻撃としていま展開をされている。そういう意味では、われわれはしっかりこの闘いの教訓を踏まえまして、そして、これから皆さんがいつているように、総団結を打ち固めて弱点を克服し、これからの『分割・民営化』そして首切り反対闘争に一丸となって闘っていかねばならないということを皆さんとともに確認し合いたいから、私は問題を提起したわけでありませう。

以上、そういう問題について十分ご理解の上、中央執行委員会の中で取り扱いについてきちりお願いをしたいと思います。」

この修正案は党員協内部に衝撃を与えました。最終日の党員協全国代表者会議のなかで、一つは党員協代表者会議の決定を踏みにじったということ、二つは党員協内部の問題だけではなく共産党・革同と結んで共同で修正案を出したことは、党員協規約にてらしてけしからん、しかもこのことは今後、地方に波及されてはかなわんから、地方大会前にケジメをつけよとの意見がいくつかの地本から出されました。本格的な論議は時間の関係もあり、今後にもちこされています。

八・五ストは成功 全般的に論議が低調ではなかったかとの意見が強いようです。その理由もいくつかあるように思います。

一つには、さきほどいいましたように、具体的な闘争目標のあいまいさ、具体的な方針の欠除、さらには八月五日にストライキをかまえており——昨年の場合、大会直前の八月一日にストライキをやりましたが——これが結果として「ガス抜き」になっているわけです。今回の場合、たとえ一時間であれ当局側の執拗な切り崩しがあるだろうとの判断のもとに、多くの活動家が大会よりもそっちに集中をしているのです。八月五日の「抗議スト」後の推移はそれを示しています。ひょろに締め付けがきびしい。東京の場合、地域支部で二―三割おちています。内容的には昇職試験合格者、地方採用といっていますが支社採用（学卒）の人たちです。ストライキに参加したからと「報復的」な処分も相次いでいます。たとえば、アメリカ留学が決まっていた者がとりけされるとか、学園とりけしとかいうものです。

また東京駅においては当局は「九九％脱落させる」と呼号しておりましたが、最終的には四割弱という状況です。活動家が強制配転されたままのような状況のなかで、約六割もの仲間が国労に結集しえたことは、ひょろによくやったといえると考えております。そのくらい執拗な切り崩し攻撃があったということです。しかし、全国的には九割をこす人たちがストライキに入っております。

職場を励ます指導性

司会 私、国労大会を傍聴して感じましたのは、ちょっと緊迫感がないなということです。

代議員はいまBさんが話された職場の状況、これを必死に訴えている。だが、「またか」というのが議場の雰囲気です。なぜそうなるのでしょうか。

B 一つは、指導層―本部だけではありません、職場もふくめてのことですが―が交代期にあることです。われわれはこれまで安保とかマル生とか経験したことのないたかいたかたかかってきました。動労の諸君は「教科書にないたかいた」といっているようですが、教科書にあるようなたかいたかいたはないんです。もちろん、「分割・民営化」なんてのははじめて経験することがあります。しかし、JC組合がやられていった過程を私たちがしっかり教訓化すれば、そこから対処できる問題は数多くあるわけです。

いま私が痛切に感じておりますことは、職場の仲間はあれだけの敵の攻撃のなかでも必死にたたかっている。国労という組織を維持している。まさに悪戦苦闘してきているわけですが、それに厚みを加える活動家層の決定的不足が一つの問題だと思えます。

もう一つは、日本の労働運動、社会主義運動全体の理論的動揺です。さきほど申し上げた「国鉄闘争」なのか「国鉄再建闘争」なのかのシンが据わっていないことが、その典型だと思えますが、そこにも深いかかわりがあるように思えます。

活動家層に数と質でアンバランスがあることが、やはり大きな要素としてあるということです。そこに動揺、いらだちがあるように思います。そうはいっても職場の仲間は個々のたたかいは職場だけの攻防に終わらせてはいけません。実際は、ですから、私たちがもっと大きな視野をもち、そこから職場のたたかいに自信をもつ指導とたたかいが求められているように思います。

私鉄では中央委で方針案を修正

司会 私鉄の場合は、田村さんが立往生の状況だったようですが。

C 今までの話しの中心にあった党員協は私鉄にはありません。解散され、「強める会」になっておりますから。ですから、形式的な本場に形式的な会議をやるだけです。私たちは党員協の解散に反対しましたが、私鉄のなかでも党員協を再結成しなければとの認識を中央は持ちはじめようです。

田村氏は立往生 私鉄の大会についてです。私たちは田村さんが全労協の代表のように張り切っているというのを耳にしました。田村さんのホネは「ブリッジ」です。「ブリッジ」は全労協に私鉄が入った時の条件とはちがいます。連合体移行のときは全労協一だというのがその条件ですから。ですから、方針の原案は中央委員会で書き変えられることになりました。田村さんが立往生の状態に陥ったというのはそういう意味です。

「同盟新聞」八月九日付で評論家が同盟書記長と対談して――

「私も総評大会を四日間聞いていました。議論を聞いていますと、『何か急に全労協が勝手に連合体への移行を策している』と。こういう感じの発言が非常に多いんですよ……。」

第一、問題なのは、単産の十人の書記長が責任をもって検討し、そしてその結果は全員一致となっているんですよ。これは総評系からも、例えば私鉄総連、鉄鋼労連、それから全日通、この三単産の書記長が入っているんですよ。鉄鋼労連や全日通は、非常に前向きのおっしゃるけれども、私鉄総連さんは今度の総評大会で何一つ発言がない。

私鉄総連の大会では、田村さん自身が、あの検討委員会の中間報告にはいろんな点に

ついで問題がある。だからあれをおろさなきゃいかんと、これは一体どういうことですか」

と話していますが、これはさきほど申しましたように、中央委で方針が変わったために、田村さんが総評大会で中央委員会の方針でしゃべれば、中央委で修正されたことにより第六回中央委で追及されることになり、しゃべらないとこういことになるわけです。ですから、最終的にはしゃべれなかったというわけです。

方針案の問題点 話しは前後しますが、ここで私鉄の運動方針案の特徴について簡単にふれておきます。ポイントは、八五春闘総括から八六春闘方針、退職金、秋闘、そして労戦の四つでした。

まず八五春闘総括から八六春闘方針へです。八五春闘は、運動方針でも言われているとおり「企業の収益の拡大といえ好転した経済環境」のもとで、「攻めの春闘」として闘われました。しかし賃上げは、全体で昨年を〇・五ポイント程度上回ったにすぎず、減税や時短などの制度・政策要求は全く前進しませんでした。その上、年金・社会福祉の改善を許すという結果を招いています。このことは、八五春闘がより全労協の主導で取り組まれたことの当然の帰結と言えるでしょう。

私鉄はこのような動きのなかで、春闘再構築二年目と位置付け、十年間の生活水準の停滞、落ち込みを回復する春闘として、二一、〇〇〇円（九・七％）の統一要求を決め、より積極的姿勢を示し、「強固な統一ストライキ態勢の確立」を提起しました。職場は、要求金額への不満を持ちつつも、「攻め」の姿勢を受け入れ、地域の仲間との交流、諸集会への積極的参加と活動を展開しました。

ところが総連は「成熟した労使関係」を大切にするあまり、運賃値上げがフルに寄与し、増収増益となっている資本に対し、「攻め」どころか「三役自ら単組説得にあたるという異例の」収拾工作を行ない、大手組合は二年連続一発回答、四年連続ストなしに終わりました。それでも方針では「主張が生かされない場合は……」と言っていますが、総連の言う「主張」とは、誰がどう判断するのでしょうか。職場では、妥結金額も不満だが、それ以上にたまたか一方に対する不満・不信が拡大しています。運動方針には、春闘を通じて労働者の意識を高め、組織をどう強めて行くのかという視点からのストライキの持つ意味が全く欠落している上に、「春闘共闘」「全交運」の強化の視点などは全くなくなっています。

全労協春闘ではいかに数が集まろうが、景気が回復し、企業利益が好転しようが、総資本を譲歩させる官民一体のストライキ態勢がとれなければ、賃金闘争すら闘えないという事です。

このことは、中小についても言えることです。妥結結果における大手との格差増加傾向は、「総連の柔軟な指導方針」と民鉄協に評価を受けています。さらに民鉄協は「組合においても経営の実情に合った運動論」と指導（要求）してきています。この結果が中小組合の賃金引き上げを困難にし、大手との格差拡大につながっています。

このような状況にもかかわらず、八六春闘の基本構想は方針全体が「賃闘」に終始しています。少なくとも国民春闘を追求する以上、生産性基準原理を貫徹した賃金抑制攻撃や、中曽根が強力に進める「行革」「教育臨調」「地方行革」と明確に闘う方針を鮮明にすることが必要です。したがって、八六国民春闘を単なる賃金闘争に終わらせることは許されないし、政治や平和の課題と結びつけた総労働態勢による春闘再構築をめざすことが必要

です。その意味からも、官民分断を許さない取り組みの提起があつてしかるべきです。

退職金問題では、第一基本給三三%を三年目から三%縮小するとの回答とともに、「覚書」なるものを交換しました。理由は「今後は何らかの形で雇用問題などに比重を移す」ような情勢の到来を判断したようですが、今後の退職金要求はどうするのか明らかにされていませんでした。また中小の退職金闘争については「画一的な方針を提起することは困難」としています。しかしどんなに困難があつても、総連には産別として統一的に方針の提起や指導を行ない、統一闘争を組織する任務があります。

今こそ中小組合が声を大にする時です。いま何も言わないでいたなら、私鉄総連はますます大手だけのもの（大手偏重）となつてしまい、中小が総連に加盟している意味がなくなつてしまふということです。

八五秋闘では、統一要求を①年間休日増、②保険料の負担割合変更、③時間外割増賃金の割増率引き上げ、としています。これまで討論し、確認されてきた週七五分の時短要求がすりかえられて年間休日増となつています。当初の要求案は、寝だめ・食いだめはできないというものの考え方に立ち、安全輸送、人間らしい生活を追求するため、単位労働時間の短縮を決めていました。

年間休日増の方向は、労働省・同盟・全労協が進めている、ゴールデンウィークや夏期休暇増と何ら変わらないものです。もし、休日増の要求ならば、単位労働時間の延長がなされない完全週休二日制の要求が基本だろうと思います。

全労協の連合組織構想検討委員会の「中間報告」の内容が説明され、臨時大会の決定を持ち出して、連合体を急ぐことは賛成できないし、官民分断が定着することは絶対避けるとしています。しかし「中間報告」は官民の分断を決定づけるものであり、それが十人の委員による全会一致ということは、田村書記長はどのような立場で参加したのでしょうか。

また国際自由労連への一括加盟が明確にされており、私鉄四項目、総評五項目が、まったく無視されています。それなのに田村書記長が検討委メンバーでありながら「中間報告」を出しました。「連合体を急ぐことは賛成できません」というのでは、矛盾しています。このような「中間報告」は私鉄の方針を逸脱しており、認められないということです。

田村氏に批判集中 私たちは大会で「結局おかしいじゃないか」と論陣をはりました。先ほどのBさんのお話じゃありませんが、私鉄は大手が金を出しています。中小が長期争議をやると経済的に面倒みてもらわなきゃならん。世話をかけるということで口をつぐむ傾向があります。しかし、私たちは今の労働運動のあり方、内容に良心的組合幹事であれば必ず反対するはずだとの心構えで発言したり、教宣したりしております。

反省点としては西の方の人がもっとしゃべれる状況をつくったり、労働で中小の人たちが発言できる状況が生まれればよかつたなと考えています。私鉄大会で左派の組合が大会をリードしましたが、これは強さではなく弱さじゃないか、もう少し率直な討論がー中小はここ数年発言し、その声は大きくなりつつありますがーできればよかつたなということです。「またあの組合組合がやってるよ」なんてならんという状況をつくりたいということです。

(つづく)

労働運動をめぐる情勢と組合大会(三)

はじめに

今年の組合大会はすでに述べた組合の他に、全郵政、鉄労、動労といった組合大会が注目を集めました。労戦と国鉄問題が集点となったことのあらわれです。

全郵政は全通の呼びかけを拒否

まず全郵政です。全郵政が注目をあびた理由は二つです。一つは全郵政が同盟・官公労の中心組合であり、合民労協の「中間報告」との関係で全郵政が全民労協の連合体移行にどのような方針を出すかが注目されたこと、もう一つは全通が全郵政との共闘を呼びかけ、それへの全郵政の態度が注目されたことです。

全郵政の運動方針案の基調は(1)郵政事業の改善・改革、(2)全郵政運動への多数派結集、(3)労戦統一への多数派結集というものです。全通路線を敵対視しているのが大きな特徴です。また、労戦問題への方針は、全民労協の発足経過から全官公の全民労協への加盟は困難との立場から、全民労協の連合体移行を促進するため全官公を独立のナショナルセンターにし、全官公の連合体移行にむけて協議、検討作業に着手するというものです。というのは、全郵政は当局以上に総評の階級的労働運動の路線を憎悪しており、「官公労運動の民主化を飛躍的に発展させることが、民主的なナショナルセンターへ加盟する近道」と認識しているからです。

全郵政の全通への回答はじつに鮮明です。「問題ならん」というものです。そして、はじめに論議してもらいたいのならば、(1)生産性向上について労組生産性会議に加盟するなどの態度を示せ、(2)規約・綱領の改定、(3)日共系や協会派機関役員の排除、(4)日教組、国労、自治労との断絶、(5)省の合理化計画に総論だけでなく、各論でも賛成の態度をもつてこいと、全通を飲んでかかっています。

さらに注目されるのは、全郵政は全通の内部解体に全力をつくすとしていることです。これは今の全通組織が(1)純粹共闘派(右派)、(2)統一戦線派(左派)、(3)日和見派(中間派)に三極化しているとの認識で、「純粹な共闘派に的をしばってオルグ活動」をし、全通組織にクサビを打ち込み、そのなかで全通組合員を全郵政政に引き込んでいくことが重要との組織戦術を明らかにしているからです。

これは、全通が「一〇・二八」以降も組合員がふえずにいるのに、全郵政が僅かながらも組織人員をふやしていること、さらに総評労働運動、全通の路線の動揺がはげしく、「(全郵政が)強い態度で全通にあたればあたるほど、全通は全郵政に近寄ってくる」との見方によるものです。

支離滅裂な動労方針

動労、鉄労はいうまでもなく国鉄問題です。動労は例の「三項目」にたいし、「組織的

にクリアー」との観点から、積極的に応じ、国労の「行かない、休まない、出向かない」とは正反対の方針を決めました。これが国鉄闘争をいちじるしく困難にしていることは周知の事実です。

動労の大会方針はこの主張をさらに一步すすめるものです。「(国鉄闘争は)教科書にないたたかい」との認識から、(1)分割反対、(2)地方交通線存続、(3)雇用確保を三方針としているからです。いわば「多数派結集論」です。この「多数派結集論」の考え方は、新しく委員長になった松崎氏によれば、(1)古い意識、職制とたたかっていたらいいというのではない、(2)乗客の立場から仕事を考える、(3)仕事に誇りをもてる状況をつくるというものです。

こうして方針案の基調には(1)国鉄を国鉄として残すためにすべての党、労働組織、団体、個人から成る「連絡共闘組織」の結成、(2)総評あげてたたかう体制をつくるために国鉄再建闘争本部の設置、(3)国鉄再建闘争本部への指令権の移譲、(4)反行革の戦列強化・拡大が掲げられ、大会で決定しております。つまり、生き残るためにタコつぼに入るといえるものです。

労戦についての方針も支離滅裂です。「産報化の局面」「攻撃に闘える体制をめざす」といいながら、そこには積極的で具体的な方針は何一つみられず、「総評を『左』右から弱体化する分裂策動とたたかう」と抽象的にいわれているからにすぎないからです。さらに、総評再生に大きな影響力をもちはじめた「労研センター」を口きたなくのしっていることにも明らかです。

鉄労大会には総裁が出席

鉄労はといえば、これはもうひどいものです。総裁を大会に招いたことは新聞に大きく報じられたとおりです。総裁を招いたことでも明らかのように、鉄労の考え方と答申にまったくちがいがいいことです。

第一に、分割・民営化を中心とする今回の答申は、地域本社制導入を提言するわれわれの考え方と基本的に一致する、第二、「効率的な経営形態の確立」についての基本的認識および具体的な分割・民営化のあり方、それに伴う労働基本権の回復などについては全く異論ない。第三、長期債務の処理および年金問題などについても異論なく、政府がこの回答に従って確実に措置するよう要請したいとしていることです。

若干違うとしているのは「余剰人員対策」だけです。「再就職のあっせんではなく国鉄内で活用する体制をつくれ」というものです。その努力のあとで「希望退職制度を導入せよ」といっているのです。これでは結果は明らかです。

同盟も鉄労とまったく同じ見解です。雇用問題では当事者でないからでしょうし、同盟が「国民経済整合性」論をとる立場から当然のことですが、九万三千クビ切りを「理解」する傾向がより強くなっています。

資料 「新宣言」草案への基本的見解

(平和戦略研〈有志〉・全文)

平和戦略研究会は、執行部の「新宣言」起草作業にあわせて研究活動をすすめてきたが、作業小委員会草案の全党討議の進行を検討の上、次の見解を表明する。

一、「新宣言」作業小委員会草案についての基本的態度

「新宣言」は、ニュー社会党の原則的綱領にあたるものとされているが、作業小委員会草案の内容をこのように位置づけるには、あまりにも問題が多い。

(一)草案は、「道」と綱領の調整等の「路線論争」に深くかかわった少数のメンバーによって、その論争の経緯を過剰に意識して起草されている。しかもその作業日程や党内手続をみると、「はじめに結論ありき」の感を免れず、かつ「曾我私案」の域を出ていない。

社会主義の歴史を引き継ぎ、新たな時代の役割を担い、後世に耐えうる日本社会党の綱領策定の在り方としては、作業小委員会草案から中執原案へと手順をふむにしても、次に述べるように粗雑すぎるのではないか。これでは、草案の信頼性が疑われる。

(二)草案は、理論的にも実態的にも十分な調査、研究、分析、説明にまたねばならない点が多いが、この作業を下部討議を通じて行なうには、あまりにも資料・日程が不足しており、且つこれまでの下部討議の進め方をみるかぎり、その成果が反映される組織的保障はない。

形式的な討議は「私案」を格上げするセレモニーでしかない。しかも「やっつけ仕事」の草案と、「間に合わせ」の修正案との対決が行なわれるならば、それは建設的でないばかりでなく、ニュー社会党は第一歩からつまづくことになる。

(三)草案の骨格をなす「現代社会主義論」「階級論」「市民社会論」「政党機能論」等において、大会等機関論議の確認をはなれ、未成熟な用語や論理的展開を行ない、他方「国際関係論」や「組織論」が欠落している。この結果、さまざまな地域・現場で苦闘している党员、支持者の共感を呼び、激励をあたえる具体性は全くない。

(四)社会主義の魅力の喪失、社会運動の混迷、社会党の長期低落傾向などについて、われわれは根本的に解明し、これに基づいてニュー社会党へ脱皮する指針をはっきりと確立することなしに党の真の前進はないと考える。たしかに、東京都議選の結果が示すように、かつて想定もされなかった壁にはばまれていくことも事実である。だが草案に示される全面的な路線転換がこの壁をとりのぞく道筋になるものであろうか。

新しい地平を切り開こうとするとき、発想方法の転換を必要とする場合が多い。しかし、目先を変え、「社会主義」を放棄することであってはならない。

このような観点から、若干の基本的な問題点のいくつかを指摘しておく。

①、社会主義の目標を民主主義一般、あるいは人間尊重・憲法理念の展開におき、その実現過程が社会主義だとする論理では、果たして社会主義の魅力を復権させることになるだろうか。

②、たしかに今日、社会主義の理念を実現していくシステムをえがきあげていくことは難しい、それに挑戦していく党の真剣な姿が国民に映ることが大切であり、そこから

社会主義の魅力の復権の道を切り開くことができるかと確信する。

③、現代資本主義の正しい分析のなからしか社会主義へのエネルギーは生まれない。

例えば、日本資本主義の高成長の評価が、没階級的な草案の視点からでは、そのエネルギーは生まれない。

④、社会主義にモデルがないという論理が、複雑にからみあった国際関係、国際連帯とくに第三世界との関係を欠落させているとみることができる。われわれは、このような閉鎖的な社会主義は国民の信頼は得られないと考える。

⑤、草案は、社会主義の担い手は、国民一般の多様な改革運動、国民自体の連合、それを支持し連帯し、調整する社会党、そしてどの党とも連合した政権——これによって社会主義が発展するとしている。われわれは、統一した政治・政策目標のもとに労働者をはじめ広範な勤労諸階層が結集してはじめて改革や連合政権が実現されると考える。そのために、すそ野の広いニュー社会党の建設をかかげて、地域と現場に党勢拡大運動、新報拡大運動をすすめてきた。しかし、草案の示す平べったい運動で社会主義が実現するのであれば、社会党は、具体的に何をせよというのであろうか。草案は、「解党主義」につづる。

一、「新宣言」草案の取りあつかいについて

(一)一月の全国大会は、「新宣言」の性格を必ずしも明確にしなかったが、その策定に当っては「全党が一致できる最大限の努力」を確認した。しかし、われわれは、この草案の方向と内容をもって、新しい党の綱領的文書にすることは、党内の合意が困難と判断する。

したがって、十二月大会で採択すべき「新宣言」は、ニュー社会党の指標となる簡潔な「行動宣言」的なものとし、綱領レベルの路線の策定は、時間的余裕をもったプログラムのもとに、あらためて、全党的に起草作業に参加できるの場を設けることが妥当と考える。

(綱領委員会の設置等)

(二)以上の見解に立って九月十一日に予定される中央委員会には、所要の手続き(決議)を行なうこととする。われわれは、ニュー社会党の「行動宣言」が、全党の合意によって採択されるよう提言を行ない積極的に参加する用意のあることを表明する。

以上

「科学運動」第四号が発行

自然科学と社会科学は一体だ。科学研究会発行の「科学運動」第四号が最近発行された。内容は「科学技術政策の現状と諸問題」(原野人)、「恐るべき原子力新計画の動き(上)」(水谷剛)、「金融革命と革命」(北村蔵)、「高度情報化社会とは何か」(披山修)他四本の論文がおさめられている。どれも興味あるものばかり。読者の皆さんにも一読をすすめたい。

(頒価五〇〇円、郵送料二〇〇円)

※申し込み先 東京都多摩市聖ヶ丘三の五二の一の二〇四

(電話〇四三三―七三三―〇〇〇二)、または郵便振替 東京一六四四一八

連載『資本論』第一巻を読む(10)

単純な価値形態(三)

第一章第三節(第四四—第四八パラグラフ)

二 相対的価値形態

a 相対的価値形態の内実

〔44〕「単純な価値形態」の相対的価値形態について、マルクスは質的規定であるその内実(a)と、量的規定性(b)に分けて分析をすすめていく。

価値の表現を論じるこの節においても、マルクスはまずその量的側面から独立して価値関係そのものの質を考察する必要があることを指摘する。量的に比較しうるものとなるためには、前提としてこの二つの商品に同質性がなければならぬからである。ところが、イギリスの経済学者、哲学者であったベイリー(一七九一—一八七〇)は、註一七にあるようにリカードら古典派の見落としていた価値形態の分析を行なった人だが、そのことに気がつかなかった。そのためリカード批判としては正しい指摘もあった(第一章註二三、岩波文庫一一六頁参照)のだが、量的問題のみを扱い、交換価値の背後に価値の存在することを否定して両者を同一視したので、その分析は皮相なものとならざるをえなかったのである。

* 〔 〕内はパラグラフ番号。〔44〕は岩波文庫第一分冊九二頁、見出しの後から。

〔45〕亜麻布が上衣の何着かに値するということは、亜麻布と上衣という異なる使用価値が、この価値関係のなかでは同一性質のものである、という前提がある。それがこの方程式の基礎である。

〔46〕しかしこの価値関係によって同質とされた商品、亜麻布と上衣ではあるが、同一の役割りをそのなかで演ずるわけではない。〔40〕において「亜麻布二〇エレは上衣一着に値する」という価値関係にあつては、亜麻布は能動的に価値を表現する地位、すなわち相対的価値形態にあり、他方上衣は受動的に亜麻布の価値を表現させられる等価形態にあること、そしてその両者の役割りは対極的であることが示されていたとおりである。

すなわちこの式にあつては、相対的価値形態に立つ亜麻布の価値のみが、それと交換されうるものとして等価形態に立つ上衣によって、その何着分というように相対的な大いさとして表現されるのである。このばあい、等価形態である上衣は、価値を表現するための材料として、価値の凝結物である。使用価値の異なる上衣は価値物としてのみ亜麻布と同質のものだからである。

そして逆にこのような関係が成立することによって、同時に亜麻布が価値であることが明らかになる。つまり等価物と関係することによって相対的価値形態にあるものは、自分もまた価値物であるということを表示できる。亜麻布は価値物としてのみ上衣と同質のものだからである。こうしてもともと内在的にはあつたものが、それ自身とは独立した、誰にもわかる価値表現を得るのである。

さて、ここに突然化学記号を使った例がでてくるのでとまどうかもしれないが、いわんとすることはむづかしくない。つまりここにAとBという二つの物体がある。両者の実体

は同じであり、その量も等しいのだが、目に見えるすがたは違っている。そこでAにBが等しい関係「AはBに等しい」におかれるとすれば、この関係においては、まず第一にBはAと同質同量のもの、その実体の単なる存在形態とされ、第二に逆にAもまたBと同じ実体から成り立つのだということが、同時に明らかになる。こうしてBをAに等置することによって、その実体は目に見える物体の形態の違いにかかわらず、それとは区別された内在物の表現を得るのである。この例ではAが酪酸、Bが蟻酸プロピルで、共にその化学的実体は一分子が炭素原子四個、水素原子八個、酸素原子二個から成っているが、その原子の結合のしかたが違っているので、化学的性質を異にしている物体だ。この文のAに亜麻布、Bに上衣をいれれば、そっくりこれまでの説明のくり返しとなる。

人間労働の等一性が明らかになる

(47) 「価値としては、すべての商品は、ただ凝結せる労働時間の一定量にすぎない」
(26) 『経済学批判』からの引用) という以前の分析は、二つの商品に共通する内在物が何であるか、抽象力を用いて導き出したものであったといえよう。それは商品の自然形態である使用価値と違った、価値としての目に見える形態を与えはしなかった。

しかし、価値関係においてはそうではない。他の商品との同等性が、ここでは具体的に表現される。

(48) たとえば上衣が亜麻布の等価物とおかれることによって、上衣をつくりだした労働は亜麻布をつくりだした労働に等しいとされる。具体的有用労働としては異なる裁縫労働が機織労働と等しいとおかれるということは、その両労働に共通した人間労働として一般性が実際に認められることになる。このような価値表現という回り道を通じて、はじめて機織労働と裁縫労働の抽象的人間労働としての等一性が実証されるのである。

ここで例とした単純な価値表現では機織労働と裁縫労働についての等一性が、もし「亜麻布二〇エレは小麦一クォーターに値する」という価値表現であれば、機織労働と農業労働の等一性があらわれる。さらにまた別の商品によって価値表現がなされれば、その二つのあい異なる労働がまた共通の人間労働に整約され、いずれにせよその個々の具体的有用労働の違いを無視した、価値を形成する抽象的人間労働の一般性という、商品生産労働の特殊な性格が明らかになる。

なお註一七aに出てくる「有名なフランクリン」とは、アメリカの独立に大きな貢献をした外交官・政治家で、雷が電気であることを発見し避雷針を発明した科学者でもあったベンジャミン・フランクリン(一七〇六―一七九〇)のことである。彼は経済学分野においてもいくつもの興味ある指摘を行っており、マルクスは『経済学批判』および『資本論』のなかで数ヶ所、その言葉をとりあげて論評している。(神津朝夫)

訂正

第八回(二七三三頁) (36) 四行目、この表現を…マルクスはこの表現を…。(37) 八行目、交換価値を交換たらしめる↓価値を交換価値たらしめる。同一三行目、歴史的叙叙↓歴史的叙述。